

名古屋市交通局告示第12号

「名古屋謎解き小旅行」専用一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「名古屋謎解き小旅行」専用一日乗車券（以下「謎解き専用一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和6年10月21日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 発売対象者

「名古屋謎解き小旅行」謎解きキット購入者に対して発売します。

2 料金

870円

3 有効期間

令和6年11月1日から令和7年5月18日まで

4 発売枚数

30,000枚（ただし、「名古屋謎解き小旅行」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所、名古屋市金山観光案内所及びオアシス21iセンターとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

謎解き専用一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和6年11月1日から令和7年5月18日まで

8 料金の還付

- (1) 謎解き専用一日乗車券の料金の還付は、未開封の「名古屋謎解き小旅行」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱い、その期間は令和7年5月18日までとします。
- (2) 謎解き専用一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

謎解き専用一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)

